

翌三月二十九日には馬ヶ岳に入城した。

この日のために、黒田孝高らは細心の注意を払って、関白殿下の宿所を準備し、その威厳を誇示することに腐心した。

ここへ、彦山座主舜有が使者を送って、降伏の許可を乞うたが、秀吉は受け付けなかった。

四月朔日、秀吉は田川郡へ入り、伊田原に陣を据えて、岩石城攻めを見物した。

この城には秋月種実の家来熊井越中守久重・芥田六兵衛ら五〇〇人ばかりが籠城を続けていた。

秀吉は降伏を赦さず、自分が到着するまで包囲したまま一人も逃さないようにして、殿下の面前で「なで切り」にした。

蒲生氏郷・前田利長ら五〇〇〇余が短時間のうちに攻め上り、上方勢の強さを見せつけるという演出を準備していたのである。

ここにおいて、秋月種実父子は出家姿で先手の森吉成の陣へ走り入り、妻子を助けてくだされば、首を刎ねても構いませんと懇願したため、命を赦し、古処山城を受け取り、後日、日向延岡に移封した。

第二節 黒田孝高の入国

島津義久の降伏後、二〇日過ぎた五月二十五日、九州の置き

目が発表された。大友宗麟に与えること

になっていた日向一国は、宗麟が病死したので、秋月氏を延岡へ、高橋元種を高

鍋へ、秀長に暗殺された島津家久の子豊久を高城へ、長野三郎左衛門尉を一年後肥後へ移した。

城井鎮房を伊予国へ移す話があったというのが、鎮房が渋ったため沙汰止みとなったという。

黒田孝高には、七月三日付で、豊前東部六郡を与え、毛利勝

信（森吉成）に企救・田河二郡を与え、時枝鎮継らには、検地を行って、秀吉が約束した知行高の地所を与え、寄騎^{よりき}として、軍事行動を一緒にさせた。

黒田孝高

黒田孝高は宇佐郡時枝城（宇佐弥勒寺執行時枝の検地 鎮継の城）で、入国後初の領内仕置として、三

ヶ条の掟を出した。

一、主人・親・夫に背く者、罪科に行うべき事、

一、殺人或いは盗人・強盗をなし、又その企て仕る者あらば、罪科に行うべき事、

一、隠田・畝ちがえ等仕る者、同前の事、

右の品々これ有らば、たとい親類又は同類たりというとも、ひそかに申し出るべし、その儀、実たらば、人しらざる様に、一かどほうびこれを遣わすべき事、



黒田孝高の花押

天正十五年七月 日

(黒田家譜)

第一条は、人としてあるべき姿を、第二条は、社会の秩序維持のために、最小限の掟を定めている。第三条は、指出検地に際し、不正をなした者を罪科に処すと宣言している。いずれも簡素な触状である。

貝原益軒は、民の守りやすいようにして、罪を犯し、法に背く者が無いようにするため、古人の意に適うやり方であると感心している。

黒田孝高は、入国後ただちに検地を始めたらしい。現存する黒田時代の検地帳二冊のうち、『宇佐郡高家村^{たけい}検地帳写』には「天正十五年八月十日御検地」とあり、同郡『元重村検地帳写』は同年「九月廿七日」の日付になっている。村ごとに検地帳を作成するには数十日を要すると思われるから、豊前六郡で一斉に行われただろうと考えられる。その場合、どのようにに検地を実施し、これを村ごとに一冊の帳面に仕上げたのであろうか。

この年八月には、佐々成政に与えられた肥後国で、早くも隈部・阿蘇氏らの国人が検地が原因で一揆を起こしており、九月七日、秀吉は黒田孝高・森吉成兩人へ、留守を丈夫に仕置き、命令次第肥後へ出陣できるよう準備しておくよう指示しているぐらいであったから、検地は、ことさら慎重に進めなければなら

らなかった。

次の内尾文書（豊前市史、史料編）の記述形式に注目してみよう。

坪付の事

合

中 一所 二段 中村名の内

(中略)

右九段廿五代は浮地^{うきち}に依り、永代下作^{しき}として、御百性仰せ付けられ候、仍って坪付件の如し、

天正十五年八月廿八日

内尾主水^{もんのすけ}佐

兼元

栗山四郎右衛門尉殿

(裏書) 右の分、筋目に任せ、当年より百性地ニ相定め候の間、年貢等の儀、油断無き納所^{なうしよ}尤も二候、後日のためかくの如く候、以上、

八月廿日

栗 四右

利之花押

この家には、同様形式の文書が他に二通ある。これは、八月廿日付で黒田孝高の家老栗山利之が裏に保障書きした紙と、書式を内尾氏に渡し、内尾兼元（野仲鎮兼の被官）は自分の浮地（村外に分散する所持地）を書き上げて、八日後に提出している。黒田氏はこうした指出^{さしだし}を村単位に整理させて、一冊の検地帳に仕上げたらしい。

次に、この検地帳を分析して、黒田氏の検地が太閤検地と比

較し、どのような特徴をもつものであったか考えてみたい。

元重村検地帳の書式は次のようになっている。

やなき	下田	三郎左	二郎左	
式畝十歩	壺斗四升	かんへもん	市右二入	
はた	三郎左			
九畝	四斗五升	安芸	市右二入	
八畝廿歩	三郎左	同人	市右二入	
かわら	はた	三郎左	二郎左	
半	壺斗五升	木兵衛	市右二入	

ここでは、一筆の土地に所在地の字・田畑の別・段畝歩の面積表示・納入先（給主）・斗代（石盛）・分附人・名請け人・実の所有者が記載されており、理解に苦勞する。まず、三郎左衛門は黒田孝高の家来で、この村の一部に知行地を所持する。二郎左衛門は分附人で百姓職を所持する。勘右衛門や安芸らは名請け人で年貢納入請負者、市右衛門は安芸の子息統信のこと、妙見岳城督田原紹忍の被官であるため、留守がちであったから、隠居した安芸が預かって、のちに大友氏改易で、村に帰り百姓となり、安芸の跡を相続することになるらしい。

この村の検地帳を整理し、統計すると別表のようになる。

これらの表から次のような特徴に気づく。

主の一族で、住持は還俗して田原紹忍の被官）の名請け高が突出して多く、面積では、それぞれ六町 四町八段、三町四段余で、光厳寺は分附高と合わせると五町三段余となる。また、分附人となっている次右は分附高が七町一段余あり、名請け高はない。すなわち、次右は百姓ではなく、元重系図によると、安芸の弟鎮

宇佐郡元重村の面積別階層構成

保有面積	屋敷持ち	無屋敷	累計	保有面積	累計
一四町 六町 二町	一人	二人	一七	一人	九人
一・五 一・二 一・〇 一・八 〇・五 〇・三 一・反以上 一・反以下 合計	四 四 三 六 二 一	七 四 四 二 一 〇 三 七 七	一七 四七 一一七	二 一 一 三 四 七 二 一 三 一	二 四 五 六 二

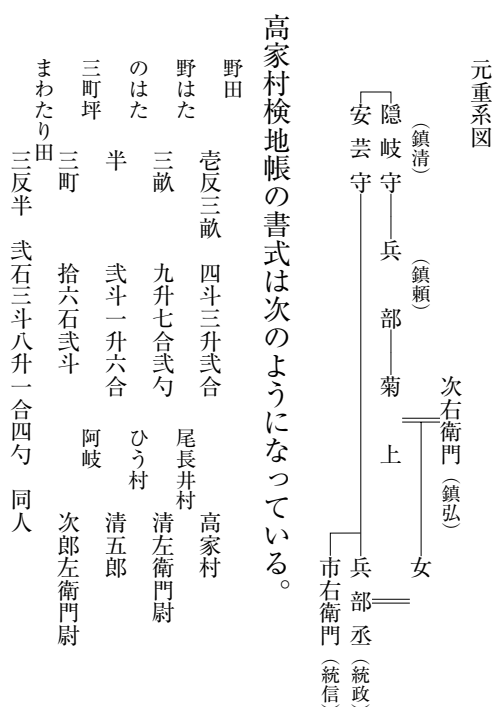
高家村の構成



写真5—3 元重村検地帳写し

元重村の主な農民の持ち高			
人名	分 附		作 人
	反 畝	石 斗	反 畝
次右	七二三	四一九	六〇三
安芸			四七九
兵部			三六七
光巖寺	一八八	一〇五	三〇一
市次郎	九五	五六	二一九
左介	五七	三〇	一二二
喜石	二一四	九三	一一八
			二二四
			二三八
			二九六
			五三二
			四七九
			六〇三
			七一一
			四一九
			三六七
			三〇一
			二一九
			一二二
			一一八
			二二四
			二三八
			二九六
			五三二
			四七九
			六〇三
			七一一
			四一九
			三六七
			三〇一
			二一九
			一二二
			一一八
			二二四
			二三八
			二九六
			五三二
			四七九
			六〇三
			七一一
			四一九
			三六七
			三〇一
			二一九
			一二二
			一一八
			二二四
			二三八
			二九六
			五三二
			四七九
			六〇三
			七一一
			四一九
			三六七
			三〇一
			二一九
			一二二
			一一八
			二二四
			二三八
			二九六
			五三二
			四七九
			六〇三
			七一一
			四一九
			三六七
			三〇一
			二一九
			一二二
			一一八
			二二四
			二三八
			二九六
			五三二
			四七九
			六〇三
			七一一
			四一九
			三六七
			三〇一
			二一九
			一二二
			一一八
			二二四
			二三八
			二九六
			五三二
			四七九
			六〇三
			七一一
			四一九
			三六七
			三〇一
			二一九
			一二二
			一一八
			二二四
			二三八
			二九六
			五三二
			四七九
			六〇三
			七一一
			四一九
			三六七
			三〇一
			二一九
			一二二
			一一八
			二二四
			二三八
			二九六
			五三二
			四七九
			六〇三
			七一一
			四一九
			三六七
			三〇一
			二一九
			一二二
			一一八
			二二四
			二三八
			二九六
			五三

清の孫養子鎮弘のことで、彼も妙見岳城に勤番し、村の内外に百姓職を所持しているのである。このように、元重村では、兵農分離も一地一作人の原則も不徹底であつたといえる。



作人名	反敵	石斗
阿岐次郎左衛門	一四一三	八一九
益永肥前	六一一	四二五
中嶋九右衛門	二三三	一七六
中嶋新介	一九二	一七四
金剛頂寺	一五一	一二六
塚崎隼人	一九八	一四九

高家村では、元重村と違つて納入先（給主）・分附人・実所持者の記載はみられないが、村内に他村の作人名が見られ、名請け人に阿岐次郎左衛門尉（面積一四町余）や益永肥前（六町余）など、武士の名がみられ、村内の階層格差が一層大きくなっている。なかでも、益永肥前は宇佐宮の政所惣檢校として、高家郷内に一五町の所領があつたことが明らかであり、宇佐郡外にも所領をもつ伝統的領主であつた。また、阿岐次郎左衛門尉は高家郷司一族と考えられ、村内で突出した存在であつた。

なお、益永肥前や高家村の多くが、数日後に蜂起した国人一揆に与同して滅亡した（益永文書）。時枝氏や宮成氏など何人かは黒田氏の家来となつて離村したが、多くの国人領主は、百姓身分として、年貢を納入させられる側となつた不満を爆発さ



黒田検地帳写し



写真5—4 高家村の黒田検地帳写し

せることになった。

両村とも石盛は、田一反につき六斗ほどで、従来の散田の年貢高とあまり変わらない。豊後の文禄検地の土田一反一石三斗と比べて、半分に満たない。したがって、これは実年貢を記したものであると主張する人もいる。

このように、黒田氏の検地は、いわゆる太閤検地とはかなりかけ離れた内容であることがわかる。これも、一揆を恐れ、慎重に国を治めようとした表れであろう。

こうした検地帳にもとづいて黒田氏は譜代や新参の家臣に知行地を与えた。

その一例が次の史料である。

① 豊前国上毛郡の内九ヶ村、都合九百六拾五石、渡し置き候、末代まで知行せしむべきの状、件の如し、

天正十六
十一月五日 長政（花押）

桐山孫兵衛殿 （豊前市史上）

② 石高 村付

三八五石五斗八升七合 種畑・段・ところ

二八一、一、九、五 狭間

六一、〇、四、八 底足

一四二、九、四、二 緒方

九〇、九、五、〇 深津町、広津衆分内

一一、六、六、〇 八並之内

九三、六、一、四 河原田

計一〇三九、九、九、六 内八三石、英保松千世

意外に少ない 慶長三年（一五九八）の検地目録（大日本租

豊前国石高 税史）には豊前国一四万石、豊後国四一万八

〇〇〇石とあつて、異常に豊前の石高が少ない。二年後、細川氏が入国したとき渡された目録では、豊前一国は毛利壱岐守分（企救・田河二郡）六万石、黒田甲斐守分（六郡）一二万石、竜王城分一万石、合計一九万石となっていた。前者と五万石の相違があるのは何故であろうか。

細川氏は入国の翌年、太閤検地の方式で検地を行ったところ、約一〇万石増の二九万石余となった。これは、黒田氏が天正十五年（一五八七）の指出^{さしだし}検地の合計石高を秀吉に報告し、その後も検地することがなかったことを意味する。黒田氏にとってもその分だけ、軍役負担が少なくて済むから、領民にとっても都合がよいことになる。ちなみに、豊後の場合、天正十七年（一五八九）に、大友氏が行った指出検地は二三万五〇〇〇石ほどであったが、大友氏が改易された後、文禄二年（一五九三）の太閤検地では、一八万石もの踏出^{ふみだし}を得て、四一万八〇〇〇石となったのである。

豊前の 黒田孝高が豊前に入国した翌月、肥後の国人一国人一揆 揆が発生した。

九州の新大名らは、ただちにこの鎮圧に動員された。黒田孝



写真5—5 城井の奥城の城門

高らは久留米迄まで出陣したところ、十月初旬、豊前でも一揆が蜂起したと知らされ、中国勢が豊前の国人一揆鎮圧を命ぜられた。秀吉は、状況次第では九州再下向も考えた。

吉川広家は、十月朔日九州へ出陣し、岩石城（森吉成領）・城井・賀来・福島等の一揆を討ち果たし、広津（吉富町）で越年し、正月十日、長門一宮へ帰着した（吉川文書）。

十月六日付の秀吉への知らせによると、野仲鎮兼と城井鎮房が申し合わせ、上毛郡野仲古城に籠城したので、その一帯でも一揆が蜂起したとのことで、黒田孝高・毛利（森）吉成は久留米の陣から急ぎ帰国した。

秀吉はただちに毛利輝元・小早川隆景らに、その古城を討ち果たし、一揆等をなで切りにするよう指示し、率爾の動きをして、関白の面目を潰すことのないよう戒めた。

十月二十五日の注進で

は、吉川広家が毛利吉成と共に、岩石城を「乗り崩し」、悉く討ち果たしたと記されており、関白様も御機嫌であると述べたあと、今度の一揆の言語道断の所業は「黒官兵仕やう悪二よつて、かくの如く猥の由、風聞候」、吉成については、その取り沙汰はないから「いよいよ嗜み専用」であると、羽柴秀長（秀吉の弟）が毛利吉成を戒めている（吉川文書）。

佐々成政が「仕よう悪」が原因で肥後の一揆が起こったと責任を問われ、切腹させられてから一か月後には、黒田孝高の責任をも追及する声が上がっていたことがわかる。

十二月十二日付の黒田長政からの注進に「野中家来が楯籠もる犬丸城（中津市）を責め崩し、数百人を討ち果たし、さっそく首を進上し候」とあり、同月二十八日付の黒田孝高・毛利吉成からの注進で、下毛郡の加来城・福島城を責め崩し、頭分の首を上洛させた。

秀吉は「城井の事、中国衆、申し様これ有るの由に候、よくよく相きわめ、重ねて言上致すべく候」と、毛利氏が和睦交渉の許可を秀吉に求めている様子を伝えている。

城井城の陥落が近いと注進してから二〇日ばかりも経過して、なお抵抗が続いていることが分かる。

秀吉が和睦交渉を許したので、天正十六年正月、ようやく豊前に平和が訪れた。



写真 5—6 城井朝房・鎮房・長房三代の墓

城井鎮房 この前後、黒田孝高は馬ヶ岳城から中津川河口の**滅亡**に新築した中津城へ移っていた。この城は、黒田孝高が入国する二か月前、秀吉が馬ヶ岳城と妙見岳城の間に一城を造るよう、孝高に命じていたものであった（大友興廃記）。

天正十六年（一五八八）二月、黒田孝高が、肥後一揆鎮圧のため再出陣した留守中に、城井鎮房は、黒田長政によって中津城で謀殺された。孝高に随行していた子息朝房も、肥後で殺害され、城井谷に隠居していた長房他一族も誅滅された。

これも、一揆勃発の時から、今後の「見懲らしめのため」に一人も逃さず責め殺せと命じてきた秀吉が、一時的方便として和睦を許し、あとで黒田氏に言い含めて、城井鎮房を誅伐したと考えられる。

野仲鎮房も長岩城を没落して、豊後の大友義統を頼ろうとしたが途中誅伐されたという。